

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月13日

【四半期会計期間】 第49期第1四半期(自平成25年5月1日至平成25年7月31日)

【会社名】 株式会社伊藤園

【英訳名】 ITO EN,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本庄大介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町三丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 平田篤

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区本町三丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7203

【事務連絡者氏名】 管理本部長 平田篤

【縦覧に供する場所】 株式会社伊藤園横浜緑支店
(神奈川県横浜市緑区霧ヶ丘二丁目7番11号)
株式会社伊藤園八千代支店
(千葉県八千代市大和田新田672番地4)
株式会社伊藤園大宮支店
(埼玉県さいたま市見沼区春岡三丁目20番地4)
株式会社伊藤園尼崎支店
(兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目5番33号)
株式会社伊藤園静岡支店
(静岡県静岡市葵区神明町85番地2)
株式会社伊藤園堺支店
(大阪府堺市北区北花田町二丁目202番地)
株式会社伊藤園名古屋東支店
(愛知県名古屋市名東区勢子坊二丁目1406番地)
株式会社伊藤園福岡支店
(福岡県福岡市博多区金の隈一丁目21番19号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	会計期間	第48期	第49期	第48期
		第1四半期 連結累計期間	第1四半期 連結累計期間	第48期
		自 平成24年 5月 1日 至 平成24年 7月 31日	自 平成25年 5月 1日 至 平成25年 7月 31日	自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月 30日
売上高	(百万円)	106,236	119,193	403,957
経常利益	(百万円)	4,890	5,426	19,914
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,447	2,987	11,244
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,267	2,996	13,723
純資産額	(百万円)	105,768	114,458	113,942
総資産額	(百万円)	235,282	253,032	244,970
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(普通株式)	(円)	19.83	24.34	88.64
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(第1種優先株式)	(円)	19.83	24.34	98.64
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (普通株式)	(円)	19.77	24.27	88.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (第1種優先株式)	(円)	19.77	24.27	98.39
自己資本比率	(%)	44.9	45.0	46.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）におけるわが国の経済は、政府の経済対策や金融政策への期待と、その効果から輸出企業の実績改善、個人消費に持ち直しが見られます。その一方で、欧州政府の債務問題や中国をはじめとする新興国経済の鈍化に対する不安が、引き続きわが国の景気を押し下げるリスクとなっております。

飲料業界におきましては、天候にも恵まれ、新商品の積極的な導入もあり、市場全体での販売数量は引き続き増加しております。しかしながら、円安に伴う原材料・燃料コストの上昇懸念が高まるなか、依然として消費者の節約志向、競争激化による低価格化など、厳しい状況が続いており、予断を許さない経営環境となっております。

このような状況のなか、当グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、中期経営計画（平成26年4月期にて売上高4,000億円以上、営業利益230億円）という目標の達成に向け、当グループを取り巻く全てのお客様に対し「お客様が今でもなお何を不満に思っているか」を常に考え、グループ一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高1,191億93百万円（前年同期比12.2%増）となり、利益面におきましては、各経費の見直しを行うとともに効率的な経営を行い、営業利益55億68百万円（前年同期比8.1%増）、経常利益54億26百万円（前年同期比11.0%増）、四半期純利益29億87百万円（前年同期比22.1%増）となりました。

セグメント別の業績を示すと次のとおりであります。

<リーフ・ドリンク関連事業>

国内においては、主力製品であります「お~いお茶 緑茶」と「お~いお茶 濃い味」につきまして、「おいしいお茶は、いい畑から。」というメッセージを掲げ、伊藤園だからできる“畑、原料茶葉、製法のこだわり”を総集し、“おいしさの集大成”2013年品質として、平成25年5月にリニューアルいたしました。平成25年6月より発売した「ヘルシー ルイボスティー」は、世界各地で愛飲されているルイボスというポリフェノールなど健康成分を多く含んだ茶葉を使用した健康茶飲料であり、順調に売上を伸ばしております。また、「体脂肪が気になる方」、「悪玉コレステロールが高めの方」向け、2つの健康強調表示許可を得た特定保健用食品の「2つの働き カテキン緑茶」も好調に推移しております。野菜飲料につきましては、「1日分の野菜」が引き続き順調に売上を伸ばしており、そのほか、コーヒー飲料、炭酸飲料につきましても前年同期比で堅調に推移いたしました。

チチヤス(株)においては、全国展開をしております「乳酸菌ソーダ」が、発売時より好調に推移しており、「朝のYoo」同様、チチヤスブランドとのシナジー効果を拡大しております。また、ネオス(株)は、西日本に強い販売チャンネルを持っており、グループの自販機事業に関して、更なる強化が期待できます。

海外においては、ITO EN(North America)INC.の主力製品である「TEAS' TEA」が順調に売上を伸ばしているほか、新商品も好調に推移しております。さらに、中国事業及び東南アジア事業の基盤確立へ向け、今日の健康志向の追い風と共に、積極的な海外展開を行ってまいりました。

この結果、リーフ・ドリンク関連事業の売上高は1,123億2百万円（前年同期比12.0%増）となり、営業利益は46億59百万円（前年同期比4.5%増）となりました。

< 飲食関連事業 >

タリーズコーヒージャパン(株)は、前期に引き続き業績も好調に推移し、店舗数も520店と更なる拡充を続け、売上高は56億25百万円（前年同期比14.0%増）となり、営業利益は8億75百万円（前年同期比29.4%増）となりました。

< その他 >

売上高は12億65百万円（前年同期比27.9%増）となり、営業利益は2億86百万円（前年同期比9.2%増）となりました。

（2） 財政状態の分析

資産は前連結会計年度末と比較して80億62百万円増加し、2,530億32百万円となりました。主な変動要因といたしましては、「現金及び預金」が153億44百万円減少、「受取手形及び売掛金」が148億53百万円増加、「商品及び製品」が53億16百万円増加、「原材料及び貯蔵品」が13億52百万円増加、「リース資産」が5億91百万円増加したことによるものです。

負債は前連結会計年度末と比較して75億46百万円増加し、1,385億74百万円となりました。主な変動要因といたしましては、「支払手形及び買掛金」が78億10百万円増加したことによるものです。

純資産は前連結会計年度末と比較して5億15百万円増加し、1,144億58百万円となりました。主な変動要因といたしましては、四半期純利益29億87百万円による増加と、配当金の支払25億2百万円による減少によるものです。

（3） 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（4） 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当グループの研究開発費の総額は4億30百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第1種優先株式	200,000,000
計	200,000,000

(注) 当社の定款第5条に定められたところにより、当社の普通株式及び第1種優先株式をあわせた発行可能種類株式総数は、200,000,000株であります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年9月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	89,212,380	89,212,380	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に制限のない 標準となる株式 (注)2
第1種優先株式	34,246,962	34,246,962	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)2 (注)3
計	123,459,342	123,459,342		

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成25年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 自己資本の拡充及び財務体質の強化のため、第1種優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれにつき100株であります。

3 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当

普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額(小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行わないときは、当該株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

第1種優先株式発行後、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日(以下「併合等効力発生日」という。)から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。

第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、その不足額を累積し、上記又はに規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1)に規定する不足額を支払う。

上記に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

(3) 議決権

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

(4) 種類株主総会の決議

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 併合又は分割、無償割当て等

株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。

株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。

- a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。
- b 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てする。株式無償割当ては1株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。

(6) 取得条項

次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日)の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

- a 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当会社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
 - b 普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。)が50パーセント超となった場合当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日
- 株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年5月1日～ 平成25年7月31日		123,459,342		19,912		20,259

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 32,869,800		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 635,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 88,542,200	885,422	
単元未満株式	普通株式 34,380 第1種優先株式 1,377,162		
発行済株式総数	123,459,342		
総株主の議決権		885,422	

(注) 1 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年4月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

(注) 2 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町 三丁目47番10号	普通株式 635,800		普通株式 635,800	普通株式 0.71
計		635,800		635,800	0.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年5月1日から平成25年7月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年5月1日から平成25年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,856	29,511
受取手形及び売掛金	40,750	55,603
商品及び製品	21,771	27,087
原材料及び貯蔵品	7,156	8,509
その他	14,655	15,662
貸倒引当金	164	143
流動資産合計	129,025	136,231
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	17,297	17,633
土地	17,978	17,972
リース資産(純額)	33,561	34,152
その他(純額)	7,047	7,249
有形固定資産合計	75,885	77,007
無形固定資産		
のれん	17,258	16,915
その他	7,545	7,287
無形固定資産合計	24,803	24,202
投資その他の資産		
投資その他の資産合計	15,256	15,590
固定資産合計	115,945	116,801
資産合計	244,970	253,032
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,474	37,284
短期借入金	508	5,058
リース債務	11,778	11,742
未払費用	18,023	19,719
未払法人税等	4,521	2,515
賞与引当金	3,047	1,803
その他	3,526	4,431
流動負債合計	70,880	82,555
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	6,602	1,926
リース債務	22,214	22,503
退職給付引当金	7,885	8,099
その他	3,444	3,489
固定負債合計	60,147	56,018
負債合計	131,028	138,574

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,912	19,912
資本剰余金	20,259	20,259
利益剰余金	80,747	81,232
自己株式	1,467	1,473
株主資本合計	119,451	119,930
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	925	914
繰延ヘッジ損益	30	19
土地再評価差額金	6,171	6,171
為替換算調整勘定	745	759
その他の包括利益累計額合計	5,960	5,996
新株予約権	34	46
少数株主持分	416	477
純資産合計	113,942	114,458
負債純資産合計	244,970	253,032

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)
売上高	106,236	119,193
売上原価	57,011	63,383
売上総利益	49,224	55,809
販売費及び一般管理費	44,074	50,240
営業利益	5,149	5,568
営業外収益		
受取利息	3	5
受取配当金	29	57
持分法による投資利益	39	56
その他	90	111
営業外収益合計	162	229
営業外費用		
支払利息	296	315
為替差損	101	-
その他	23	56
営業外費用合計	420	371
経常利益	4,890	5,426
特別利益		
固定資産売却益	0	1
その他	0	-
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産廃棄損	7	21
災害による損失	0	-
投資有価証券評価損	140	-
減損損失	3	-
特別損失合計	152	22
税金等調整前四半期純利益	4,739	5,405
法人税等	2,297	2,382
少数株主損益調整前四半期純利益	2,441	3,023
少数株主利益又は少数株主損失()	6	36
四半期純利益	2,447	2,987

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,441	3,023
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	34	13
繰延ヘッジ損益	25	11
為替換算調整勘定	196	12
持分法適用会社に対する持分相当額	13	10
その他の包括利益合計	173	26
四半期包括利益	2,267	2,996
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,273	2,951
少数株主に係る四半期包括利益	6	45

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日至平成25年7月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年7月31日)
投資その他の資産	380百万円	376百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日至平成24年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日至平成25年7月31日)
減価償却費	3,025百万円	3,735百万円
のれんの償却額	269百万円	327百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年7月26日 定時株主総会	普通株式	1,695	19	平成24年4月30日	平成24年7月27日	利益剰余金
平成24年7月26日 定時株主総会	第1種 優先株式	820	24	平成24年4月30日	平成24年7月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年7月25日 定時株主総会	普通株式	1,682	19	平成25年4月30日	平成25年7月26日	利益剰余金
平成25年7月25日 定時株主総会	第1種 優先株式	819	24	平成25年4月30日	平成25年7月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	100,313	4,932	989	106,236	-	106,236
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	50	126	637	814	814	-
計	100,364	5,059	1,627	107,050	814	106,236
セグメント利益 又は損失()	4,459	676	262	5,398	249	5,149

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、のれんの償却額 259百万円、セグメント間取引10百万円
であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	112,302	5,625	1,265	119,193	-	119,193
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	54	170	661	886	886	-
計	112,357	5,795	1,927	120,079	886	119,193
セグメント利益 又は損失()	4,659	875	286	5,821	252	5,568

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、のれんの償却額 263百万円、セグメント間取引10百万円
であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)
(普通株式) 1株当たり四半期純利益金額	19円83銭	24円34銭
(第1種優先株式) 1株当たり四半期純利益金額	19円83銭	24円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,447	2,987
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,769	2,156
第1種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	677	831
普通株式の期中平均株式数(千株)	89,228	88,576
第1種優先株式の期中平均株式数(千株)	34,173	34,163
(普通株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	19円77銭	24円27銭
(第1種優先株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	19円77銭	24円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	370	355
(うち新株予約権(千株))	(370)	(355)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,771	2,158
第1種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	675	829
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

該当事項ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年9月13日

株式会社伊藤園
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田敬二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田俊之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大瀧克仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊藤園の平成25年5月1日から平成26年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社の平成25年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。